

# ちば自民党政治学院学則

## 第1章 総則

- 第1条 自由民主党千葉県支部連合会は、ちば自民党政治学院（以下「本学」という）を設置する。
- 第2条 本学は、本部を千葉県千葉市中央区市場町2番13号に置く。
- 第3条 学則は、県連役員会の承認を受けるものとする。
- 第4条 この学則は、受講生及び修了生並びに本学に在籍した経験を持つ者すべてに適用される。
- 第5条 本学は、1講座を置き、定員を20名以内とする。

## 第2章 組織及び運営

- 第6条 本学に、学院長及び事務総長並びに事務職員を置く。
- ①学院長は、本学の責任者として、県連会長が務めることとし、学務を掌る。
- ②事務総長は、県連幹事長が務めることとし、本学の業務を掌る。
- ③新たな役職が必要な場合には、県連役員会の承認を得て、設けることができる。
- ④事務職員は、県連職員が担当する。
- 第7条 開学時期及び閉学時期については、学院長と事務総長が協議し、県連役員会の承認を得て決定する。

## 第3章 入学

- 第8条 入学の時期は、開学式とする。ただし、学院長の許可を得れば、途中入学することもできる。
- 第9条 本学に入学を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、申込み、学院長による書類審査を受けるものとする。
- 第10条 本学の入学資格は、次のとおりとする。
- ①自由民主党以外の政党の党籍を有しない満18歳以上の方。
- ②政治に興味・関心がある意欲的な方。
- 第11条 本学に提出された書類、それらに付随するものについては、如何なる理由があっても返還しないものとする。
- 第12条 学費には、既定の受講料の他、教材や資料費用などを含むものとする。
- ①納付された学費については、如何なる理由があっても返還しないものとする。

②その他、課外活動などの際には、諸経費を徴収する場合がある。

第13条 第9条の手続きを終え、受講通知を受けた者は、学院長が入学を許可した者であることとする。

#### 第4章 修了

第14条 全4回の講座すべてに出席し、受講した者に対し、学院長が修了を許可し、証書を授与する。

第15条 本学の修業年限は、1期を原則とする。ただし、在学年数の上限は、特に定めない。

第16条 やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記載した退学願を提出し、学院長の許可を得なければならない。

#### 第5章 賞罰及び除籍

第17条 表彰に関しては、学院長が決定する。

第18条 学院長は、次の各号に該当する者を懲戒または除籍することができる。

①入学申込書の内容に虚偽があった者。

②本学の秩序・風紀を乱し、倫理や常識に反した者。

③自由民主党以外の政党の党籍を有した者。

④自由民主党以外の政党やそれに類する立場から、各級選挙に立候補した者。

⑤自由民主党の選挙区並びに地域・職域支部の支部情勢を無視した行動で、県連及び本学に不利益を与えた者。

⑥その他、学院長が、懲戒または除籍することが適切と認めた者。

#### 第6章 その他

第19条 本学院生は、自由民主党、自由民主党千葉県支部連合会、ちば自民党政治学院、その他これらに類する名称を学院長の許可なく使用してはならない。

第20条 この学則に記載の無い事項は、党則並びに県連規約、また県連役員会の方針に基づき、学院長が決定する。

#### 付 則

本学則は、平成22年8月27日より施行する。